

令和2年度 詳細一般第56回（保全建築）

詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

1 掲 示 日 令和3年3月29日

2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 田中 伸和

3 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒536-8550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部工務・品質管理課 電話06-6969-9169

(2) 入札手続について

〒536-8550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9023

※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

4 工事概要

(1) 工 事 名 04-武庫川団地17号棟他2棟耐震改修その他工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 兵庫県西宮市高須町一丁目・二丁目

(3) 工事内容

① 工事内容

- ・耐震改修工事一式（耐震改修に伴う現状機能復旧等も含む）
- ・「耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下、耐促法）」に基づく建築物の耐震改修計画の認定に伴うE V耐震化工事及びE V遮煙対策工事

<対象住棟：鉄骨鉄筋コンクリート造2棟320戸>

- ・外壁修繕工事一式、窓建具改修工事一式、バルコニー床防水工事一式
- <対象住棟：鉄骨鉄筋コンクリート造3棟620戸（上記2棟含む）>

② 設計内容

耐震改修工事に係る実施設計及び耐促法に基づく建築物の耐震改修計画の認定等に係る図書の作成・申請作業

(4) 工 期 令和3年10月中旬から令和6年1月30日（火）まで（予定）

(実施設計及び申請期間を含む。ただし、指定部分については令和5年9月21日(木))

(5) 工事の実施形態

- ① 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
 - ② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
 - ③ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
 - ④ 本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「04-武庫川団地17号棟他2棟耐震改修その他工事の設計・施工に関する覚書」(以下「設計・施工に関する覚書」という。)(別冊「設計条件書」による。)を交換し、実施設計図書及び耐促法に基づく建築物の耐震改修計画の認定等に係る図書の作成・申請作業を作成する。
 - ⑤ 上記④の実実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う(ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。)。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに上記3(2)へ様式1及び2を提出すること。)

5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者)及び第332条(当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における令和3・4年度の一般競争参加資格について、「保全建築」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全建築」の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 地理的条件として、建設業法上に届出してある本店、支店又は営業所所在地が、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県又は和歌山県内にあること。

(5) 次に掲げる設計及び工事の実績を有する者であること。

① 単体で申請の場合は、以下の(i)及び(ロ)の条件を満たすこと。

(i) 設計の実績について、以下のa)又はb)の条件を満たすこと。

a) 平成18年度以降（平成18年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが行われている以下の元請としての設計実績(i)及び(ii)を有する者で、設計部門が建築士法（昭和25年法律第202号（以下、建築士法））第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。

・設計実績(i)

耐促法第14条第1項に該当する建築物（RC造又はSRC造に限る）のうち、次の(あ)または(い)のいずれかの実績を有するもの。

(あ) 地上7階建以上の耐震改修の設計実績。

(い) 制震補強で提案する場合は、制震補強による耐震改修の設計実績。

・設計実績(ii)

耐促法第14条第1項に該当する建築物（RC造又はSRC造に限る）で、耐震改修の評定実績を有する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している第三者機関による耐震判定を取得した耐震改修設計実績。

b) 設計作業を申請者以外の者とする場合の設計業者は、平成18年度以降（平成18年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが行われている上記元請としての設計実績(i)及び(ii)を有する者で、当機構関西地区における令和3・4年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の業種区分「建築設計」の認定を有し、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。

(ロ) 平成18年度以降（平成18年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが行われている同種工事①及び②を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、以下の①及び②の工事。

同種工事① 耐促法第14条第1項に該当する建築物（RC造又はSRC造に限る）における耐震改修工事（ただし、耐震改修に係る部分の工事の請負金額が2億円以上（税込み）であること。）。

同種工事② 居住中の世帯向け共同住宅（RC造又はSRC造に限る）における、耐震改修工事又は外壁修繕工事（建設業法に定める、とび工事、左官工事、防水工事及び塗装工事を全て含む。）。

なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事①及び②の実績を有しているものとし、他の構成員は、工事対象物が耐促法第14条第1項に該当する建築物（RC造又はSRC造に限る）の耐震改修工事の元請としての施工実績を有すること。

② 共同で申請の場合は、以下の(イ)及び(ロ)の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記(17)の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記(17)に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①(イ)及び(ロ)の要件を満たす者であること。

(ロ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降（平成18年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが行われている以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・工事対象物が耐促法第14条第1項に該当する建築物（RC造又はSRC造に限る）の耐震改修工事の元請としての施工実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

① 単体で申請の場合、以下の(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(イ) 一級建築士又は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

(ロ) 平成18年度以降（平成18年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に元請として完成し引き渡しが済んでいる上記(5)①(ロ)に掲げる同種工事①（ただし、金額要件は除く。）又は以下の工事の経験を有する者であること。

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て以上（*1）、かつ50戸以上（*2）の共同住宅（1戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事。

（*1）一つの契約で複数棟ある場合は、1棟以上が6階建て以上であること。（以下すべて同様。）

(*2) 一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。(以下すべて同様。)

また、対象建築物の工事着工日(工事に着手する日)から竣工日(建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日)までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

(ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ニ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

② 共同で申請の場合の代表者は、上記①(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

③ 共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、上記①(ロ)の戸数要件は除く。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上(2社)、20%以上(3社)の場合のものに限る。)

なお、対象建築物の工事着工日(工事に着手する日)から竣工日(建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日)までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

また、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記①(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者(国家資格を有する者)を専任で配置できること。

(7) 施工体制等に関し、次の要件を備えていること。

① 施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門(監理技術者の資格を有する者が担当すること。)及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。

② 申請者としての「契約不適合等処理体制」が整備されていること。

(8) 耐震改修工事等に係る設計計画が適正であること。

(9) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(10) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。

- (11) 上記4に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (13) 当支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (14) 当機構が関西地区において平成31年4月1日以降に発注した工事種別「保全建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「保全建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。
- ① 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (15) 低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。
- ① 上記(6)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。
 - ② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- (16) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (17) 特定建設工事共同企業体の競争参加資格申請書の受付について
- ① 本工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付ける。
提出書類： 共同請負入札参加審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状（適宜）及び建設業許可申請書の写し（以下「特定JV登録申請書等」という。）
提出期間： 令和3年3月29日（月）から令和3年8月5日（木）までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所： 独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課

提出方法： 持参又は郵送（書留郵便）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）

なお、上記期間内に特定JV登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

② 構成員の数及び組合せ

上記(1)から(16)及び次の③に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の④により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、3者以内とする。

③ 構成員の技術的要件

(イ) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

(ロ) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種工事を施工した経験があること。

(ハ) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④ 出資比率

各構成員の出資比率は2者で構成される場合にあっては30%以上、3者で構成される場合にあっては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑤ 代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑥ 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦ その他

(イ) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

(ロ) ③に該当する工事経歴書を添付すること。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事は総合評価落札方式の技術提案型(タイプC)であり、特に検討、解決を要する物件固有の技術的課題等に関して競争参加者に提案を求め、設計条件書、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事は総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」及び「技術提案」の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別紙1「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記(1)により最大50点を加算する。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」及び「技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

・評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 入札手続等

(1) 設計条件書の交付期間、場所及び方法

設計条件書は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等(CD-R)申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より、3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便にて発送する。(年末年始(12月29日～1月3日)、土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。)3営業日を過ぎても到着しない場合は、TELにて確認すること。

FAX受付期間： 令和3年3月29日(月)から令和3年8月12日(木)
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

F A X 送付・問合せ先： 独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課
電話06-6969-9023 FAX 06-6969-9572

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：令和3年3月30日（火）から令和3年8月12日（木）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ② 提出場所：電子入札システムによる場合は、3(2)に同じ。紙入札による場合は、3(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参により3(1)へ提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - ④ ヒアリング：「施工計画」、「技術提案」に関する提案及び設計条件書についてのヒアリングを必要に応じて行う。日時については、工務・品質管理課より指定するので、指定された日時に内容を説明できる者が出席すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ① 入札期間
令和3年10月7日（木）及び令和3年10月8日（金）正午まで
 - ② 開札の日時及び場所
日時： 令和3年10月11日（月）
場所： 〒536-8550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。
- (4) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 入札の無効 本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法 6(3)に同じ。

上記6(3)のただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記7(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出期間：令和3年3月29日(月)から令和3年8月4日(水)
(競争参加資格申請の提出期限日の4営業日前)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所：〒536-8550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9023

③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送(上記提出期間内に必着)により行うものとし、電送によるものは受け付けない(同申請書の余白に「『04-武庫川団地17号棟他2棟耐震改修その他工事』申請希望」と明記すること。)

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

- ① 公表の対象となる契約先
次のいずれかにも該当する契約先
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
 - ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 公表する情報
上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ロ 当機構との間の取引高
 - ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
契約締結日の翌日から72日以内

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
 図面等（CD-R）申込書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了承の上、下記工事の図面等（CD-R）を
 申し込みます。

工 事 件 名		04－武庫川団地17号棟他2棟耐震改修その他 工事
申 込 者	貴社名	
	御住所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入く ださい。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の配布は行いません。

※着払い便にて発送します。

※CD-RはFAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。